

## 庁議（令和2年1月21日）結果について

- 1 開催日 令和2年1月21日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長  
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 市民部長、健康・こども部長、環境部長、まちづくり政策部長  
土木部長、平塚市民病院事務局長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長  
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査

### 6 付議事項

#### (1) 平塚市手数料条例の一部を改正する条例（案）について

概要	本市では、地図業者等（以下「業者等」という。）からの住居表示台帳（以下「台帳」という。）の情報公開請求に対して、新規情報が反映された住居表示台帳の写しを提供している。しかし、この事務に対応する職員の負担や時間外勤務手当と比較して、業者等の請求者が得られる利益と市が徴収する手数料とのかい離が課題とされてきた。このことから、平塚市手数料条例の一部を改正し、住居表示台帳の閲覧等に関する手数料を新たに設け、今後、台帳の写しの請求等に対する手数料の徴収について行うものとする。なお、当該区域に居所、事務所などを有する関係人からは、手数料を徴収しないものとする。
結果	審議の結果承認された。

#### (2) 平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の要旨</p> <p>(1) 国民健康保険税については、都道府県が将来的な保険税負担の平準化を進めるため、市町村ごとの標準保険税率を算定・公表し、市町村は県が示す標準保険税率を参考にして国民健康保険税の税率等を定めることとなっております。</p> <p>令和2年度の税率につきまして、本市国民健康保険の被保険者の状況や、本市の財政状況等を踏まえ、保険税率の改定に伴う条例改正をするものです。</p> <p>2 施行期日 令和2年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

#### (3) 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する

#### 条例（案）について

概要	<p>標題の件について、3月議会に上程、可決とともに公布し、約3か月間の周知期間を設けた後、令和2年7月1日から施行したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理手数料等に係る減免の見直しについて</li> </ul> <p>一般廃棄物の処理手数料等に係る減免の見直しについて、減免条件等を明確にするため、新旧対照表（案）のとおり改定するものです。</p> <p>具体的な減免対象や額については、次のとおり、1号から3号まで規則で定めることを想定しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）天災その他災害を受けた者が当該災害による一般廃棄物を排出するとき、免除</li> <li>（2）生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が一般廃棄物（条例別表第1のし尿を除く。）を排出するとき、免除</li> <li>（3）前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき、その都度市長が定める額</li> </ol> <p>なお、減免の見直しにあたり、平塚市廃棄物対策審議会からの「生活保護法による生活扶助を受けている者」については、生活扶助の中に、一般廃棄物処理手数料等相当額が含まれていること等を踏まえ、生活保護受給者の生活への影響が過大とならないよう段階的に廃止すべきという答申を受け、生活保護受給者に対するし尿の処理手数料の減免は廃止いたします。</p>
結果	審議の結果承認された。

#### （4）平塚市建築基準条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正理由 <p>建築基準法施行令（以下「施行令」という。）の一部を改正する政令の施行に伴い、平塚市建築基準条例の一部改正を行うものです。</p> </li> <li>2 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な共同住宅などについては、耐火建築物等とすることを要しないなどの合理化が図られた。これに伴い平塚市建築基準条例の長屋部分について一部を改正するもの。</li> <li>・施行令の一部改正に伴う平塚市建築基準条例の条文構成の改正をするもの。</li> </ul> </li> <li>3 施行時期 <p>公布の日を予定</p> </li> </ol>
結果	審議の結果承認された。

(5) 平塚市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1. 改正理由</p> <p>生活保護受給世帯に対しては、条例等の規定により、当該世帯からの申請に基づき公共下水道使用料（以下「下水道使用料」という。）の全額を免除している。一方、生活保護法に基づき支給される生活扶助費には、光熱水費等として下水道使用料相当額が含まれている。</p> <p>生活保護費の受給と生活保護受給世帯に対する下水道使用料の減免制度が、実質的な二重給付の状態であることから、生活保護受給世帯に対する下水道使用料の減免制度を廃止するため、平塚市公共下水道使用料条例及び同条例施行規則の一部を改正するもの。</p> <p>2. 改正内容</p> <p>減免を規定している条文から、「生活保護法による扶助を受けている場合」を削除する。</p> <p>3. 施行日</p> <p>令和2年7月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(6) 平塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1. 改正理由</p> <p>生活保護受給世帯に対しては、条例等の規定により、当該世帯からの申請に基づき農業集落排水使用料（以下「下水道使用料」という。）の全額を免除している。一方、生活保護法に基づき支給される生活扶助費には、光熱水費等として下水道使用料相当額が含まれている。</p> <p>生活保護費の受給と生活保護受給世帯に対する下水道使用料の減免制度が、実質的な二重給付の状態であることから、生活保護受給世帯に対する下水道使用料の減免制度を廃止するため、平塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正するもの。</p> <p>2. 改正内容</p> <p>減免を規定している条文から、「生活保護法による扶助を受けている場合」を削除する。</p> <p>3. 施行日</p> <p>令和2年7月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 将来構想「平塚市民病院 Future Vision 2017-2025」の令和元年度中間評価に

ついて

概要	将来構想「平塚市民病院 Future Vision 2017-2025」は、年2回「自己点検」及び「外部点検」を実施し、その結果を病院開設者である市長に報告し、市長からの「意見」や「指示」を付記した上で「公表」することとしている。令和元年度上半期実績を踏まえた中間評価について取りまとめたので報告する。
----	---

以 上